

## 議案第 72 号

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり、町立学校の学校教育活動中に発生した事故に係る損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 9 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

#### 1 和解及び損害賠償の相手方

倉吉市 個人

#### 2 和解の要旨

町は、損害賠償額 203,800 円を支払うものとする。

#### 3 事故の概要

##### (1) 事故の発生年月日

令和 7 年 9 月 19 日

##### (2) 事故の発生場所

三朝中学校体育館（東伯郡三朝町大字本泉）

##### (3) 事故の状況

三朝中学校において、保健体育の授業として体育館でソフトボール競技を行っていたところ、生徒の投球したボールが防護フェンスの隙間を通過し、窓ガラスを破損した。その破片が屋外に駐車してあった和解の相手方の車両に飛散し、ボンネット等、広範囲にわたり車両ボディの塗装面に傷が生じたものである。